

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

筑後市長 西田 正治

市町村名 (市町村コード)	筑後市 (40211)
地域名 (地域内農業集落名)	羽犬塚地区 ( 山ノ井、上原々、前津、羽犬塚、和泉西、和泉中 )
協議の結果を取りまとめた年月日	令和 6年 11月 25日 (第 1 回)

## 1 地域における農業の将来の在り方

## (1) 地域農業の現状及び課題

当地区は、用途地域に指定されている面積が広く、北東部の前津地区に農振農用地が広がっている。一部は水田の利用があるものの、大部分が丘陵地であり、天皇賞を受賞したなしやぶどう、お茶等の樹園地が広がり、認定農業者等が中心となり、非農家所有の農地や離農者の農地等を借り受けて耕作している。農業者の高齢化が進んでおり担い手が減っているが、果樹やお茶については後継者がいる農家も多く、今後も引き続き保全・管理が見込まれている。基盤整備がされておらず、なしやぶどう、お茶の園地が隣接しているため、ドリフト等が課題となっている。また、地区全体のうち農振農用地においては、認定農業者への集約率が約50.2%となっている。

## (2) 地域における農業の将来の在り方

当地区は、なしやぶどう、お茶が主に生産されており、今後も維持していくよう努めていく。また、各経営体の地産地消の取組みに併せて、6次化やブランド化等についても模索していく。

## 2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

## (1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	180.1 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	104.1 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

## (2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方

農振農用地の区域

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
農地中間管理事業を活用し、認定農業者等の担い手への農地集積を図る。
(2)農地中間管理機構の活用方針
離農する農家や規模縮小の意向のある農家及び個人間での利用権設定をされている農地については、契約の終期を迎え次第、農地中間管理機構を通じて集約を図る。
(3)基盤整備事業への取組方針
当地区は、昭和44年から50年にかけて第1次農業構造改善事業を実施している。 受益全体面積：63ha
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
今後の担い手不足の解消のため、集落内の青壮年層及び定年退職予定者、新規就農者(親元就農等)を、将来的に地域の担い手として確保していき、農地の保全、経営の安定に繋げていく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
一部の農地については、ビニールハウスのビニール張りや、園地の管理等を委託している。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input checked="" type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④輸出	<input checked="" type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨その他	

【選択した上記の取組方針】

- ①アライグマ等によるぶどうの被害、カラスやムクドリ等によるなしの被害があっているため、罟等の被害防止に努める。
- ②環境負荷低減の取組みの一環として、減農薬・減肥料に努める。
- ③なし部会では、園地の状況等をスマホで確認できる機器を設置しており、今後も省力化につながる機器の導入を検討していく。